

## 薩摩川内市スマイルキッズスペース設置事業補助金 募集要項

### 1 事業の目的

本事業は、薩摩川内市内の民間施設において、天候に左右されず子どもが安全・安心に遊ぶことができる屋内キッズスペース（以下「スマイルキッズスペース」という。）の設置を促進することにより、地域全体で子どもの健やかな成長を支え、少子化対策及び子育て支援の推進を図ることを目的とします。

### 2 事業の概要

本事業は、民間事業者が設置するスマイルキッズスペースについて、その整備に要する経費の一部を補助するものです。補助金の交付に当たっては、事業内容について選定委員会による審査・選定を行います。

### 3 補助対象者

補助金の交付対象者は、本市内において不特定多数の者が利用する民間の店舗等（スーパーマーケット、デパート、ホームセンター等）を設置し、事業を営む法人その他の団体及び事業を営む個人とし、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 市税等を滞納していないこと
- (2) 国又は他の地方公共団体から、補助金と同種の補助金等の交付を受けていないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員が所属している団体、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと
- (4) 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体若しくは公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体でないこと

### 4 補助対象事業

補助対象事業は、次の全ての要件を満たすスマイルキッズスペース設置事業とします。

- (1) 市が登録する「涼みスポット」として供用開始までに登録され、キッズスペースを設置する部屋又は空間が当該涼みスポット募集要項に定める設備等を有すること
- (2) 不特定多数の子ども（おおむね10歳程度まで）が無償で利用できること
- (3) 設置スペースが5m×5m以上であること
- (4) 安全性が確保された屋内遊具等を設置すること
- (5) キッズスペースの入口その他の利用者の目に触れやすい場所に、第三者が容易に認識できる方法により「薩摩川内市スマイルキッズスペース」の名称を表示すること
- (6) 利用者の安全に配慮した適正な管理運営を行うこと
- (7) 原則として5年間以上継続して設置・供用し、涼みスポットとしても同期間継続すること
- (8) 事業内容を市のホームページその他の広報媒体により公表することに同意すること
- (9) 補助金の交付決定後に実施し、交付申請年度内に供用開始すること
- (10) 関係法令に適合していること

## 5 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費とします。

- (1) 屋内遊具の購入及び設置に要する費用
- (2) 設置に伴う内装その他の関連工事に要する費用

対象経費（例）	対象外経費（例）
・滑り台などの大型遊具、複合遊具 ・マット、クッション、ベンチ、靴箱、 本棚、玩具	・本などの消耗品 ・授乳及びおむつの交換をするための設備 ・既存設備等の撤去費

## 6 補助金の額

補助率は、補助対象経費の5分の4（1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て）

補助金額は、1店舗等当たり400万円を上限とします。

※ 同一店舗等での補助申請は、1回限りとします。

## 7 募集期間

募集期間は、募集開始から7月13日まで

## 8 応募方法及び提出書類

募集期間内に、次の書類を紙で1部提出してください。

- (1) 薩摩川内市スマイルキッズスペース設置事業補助金申込書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 補助対象経費の内訳を確認できる書類（設計書又は見積書等）
- (5) 設置予定場所の見取り図及び事業着手前の写真
- (6) 建物の所有者が確認できる書類
- (7) 建物所有者の同意書（建物所有者と申請者が異なる場合）
- (8) その他事業計画書を補足するための添付資料
- (9) その他市長が必要と認める書類

## 9 審査及び選定

提出された応募書類について、「遊具施設選定委員会」において書類審査を行い、予算の範囲内で補助対象事業を選定します。なお、必要に応じて、応募者に対するヒアリング、現地確認等を行う場合があります。

## 10 審査の主な基準

- (1) スマイルキッズスペースを設置する施設が子育て世代にとって利用しやすく、一定の来客数が見込まれる。
- (2) 設置スペースの規模や遊具の内容がこどもに適し、公共性・安全性・独自性・利便性を備える。
- (3) 設置後の維持管理及び運営体制が明確で、長期的な継続が可能である。
- (4) 事業計画が具体的で交付申請年度内に供用開始が可能である。
- (5) 事業内容を適切に周知・広報でき、利用者の認知を高める具体的な手段がある。

## 11 選定結果の通知

選定結果は、応募者に対し文書で通知します。

## 12 事業実施の主な流れ

No.	実施主体	内容	時期
1	市	募集開始	令和8年5月上旬
2	事業者	応募書類の提出	令和8年5月上旬～7月13日
3	市	応募書類の確認	令和8年7月下旬まで
4	市	選定委員会	令和8年7月下旬
5	市	選定結果通知	令和8年7月下旬
6	事業者	補助金交付申請	令和8年7月下旬～
7	市	補助金交付決定	交付申請受理後
8	事業者	物品等承認申請・工程表の提出	交付決定受理後
9	市	審査・承認	関係資料提出後
10	事業者	事業着手・設置	物品等承認申請の審査・承認後
11	事業者	実績報告	事業完了後
12	市	検査	実績報告提出後
13	市	確定通知	現地確認後
14	事業者	請求書の提出	確定通知受理後
15	市	支払い	請求書受理後30日以内

## 13 各手続きの様式・添付書類

手続きの区分	様式・添付書類	市の対応
応募	① スマイルキッズスペース設置事業補助金申込書（様式第1号） ② 事業計画書（イメージ図含む）（様式第2号） ③ 収支予算書（様式第3号） ④ 事業費の内訳が確認できる書類（設計書、見積書等） ⑤ 設置予定場所の見取り図及び着手前の写真 ⑥ 建物の所有者が確認できる書類 ⑦ 建物所有者の同意書（建物所有者と申請者が異なる場合）（様式第4号） ⑧ その他事業計画書を補足するための添付資料 ⑨ その他市長が必要と認める書類	選定委員会による審査・補助事業者の決定
交付申請	① 補助金等交付申請書（様式第6号） ② 事業計画書（様式第2号） ③ 収支予算書（様式第3号） ④ 事業費の内訳が確認できる書類（設計書、見積書等） ⑤ 設置予定場所の見取り図及び着手前の写真 ⑥ 建物の所有者が確認できる書類 ⑦ 建物所有者の同意書（建物所有者と申請者が異なる場合）（様式第4号） ⑧ その他事業計画書を補足するための添付資料 ⑨ 市税等の滞納がない証明書	交付決定

	⑩ その他市長が必要と認める書類	
設置	① 物品等承認申請書（設置する製品の仕様書を添付）（様式第8号） ② 工程表	審査・承認
変更	① 補助金等事業計画変更承認申請書（様式第10号） ② 変更後の内容がわかる資料	事業計画 変更承認
実績報告	① 実績報告書（様式第13号） ② 事業実績書（様式第14号） ③ 収支精算書（様式第15号） ④ 領収書又は請求書の写し ⑤ 完成写真 ⑥ 確認検査依頼書（様式第16号） ⑦ その他市長が必要と認める書類	検査・確定通知
請求	・ 請求書（様式第18号）	支払い

#### 14 事業着手前の承認

補助金交付決定後、事業に着手する前に、物品等承認申請書および工程表を提出し、市の承認を受ける必要があります。

#### 15 補助金の返還等

供用開始後5年未満で事業を廃止するなど、交付条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

#### 16 その他留意事項

- ・ 補助金交付決定後、物品等承認申請書および工程表を提出し、市の承認を受ける前に事業を開始した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・ 事業実施後は、市ホームページや広報紙などでの情報発信に御協力いただきます。
- ・ 供用開始後の遊具や設備の維持管理は、事業者の責任で行ってください。

#### 【問い合わせ先】

薩摩川内市 建設部 都市整備課 公園緑地グループ

電話：0996-23-5111

FAX：0996-23-8389

メール：koen@city.satsumasendai.lg.jp